

配食サービス契約書

利用者 (以下「甲」という。)と事業者 株式会社インターシステム (以下「乙」という。)とは、配食サービスの利用者に関して次のとおり契約を結びます。

(総 則)

第1条 乙は、この契約書及び別紙の仕様書に基づき、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、配食サービスを提供します。

第2条 乙は配食業務が利用者の健康維持・増進に最重要であることを認識し、利用者に最適の給食を提供するものとする。

(契約期間)

第3条 この契約書の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

但し、契約期間の満了日の7日前に甲から更新の拒絶の意思表示がない場合はこの契約書は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

(業務遂行上の注意事項)

第4条 乙は食材の仕入及び保管・管理にあたって、品質・鮮度・衛生状態について十分留意する。

(従業員)

第5条 乙は、食中毒事故等の防止に努め、給食業務の衛生管理に万全を期するものとする。

第6条 乙は雇用者として乙の従業員の健康管理・労働安全衛生に努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

(甲の利用する食事の内容)

第8条 配食サービス利用は、365日の朝食、昼食(おやつ)、夕食がご利用可能です。

第9条 配送時間 朝食 午前6時～7時15分の間
昼食 午前9時～11時30分の間

夕食 午後2時～5時の間

交通事情により、遅れる場合があります。

注意事項) 食事は作り始めより8時間の品質保証がついております。しかしながら配達後2時間以内に喫食を基準に食事のご提供をお願い致します。作り始めより8時間経過、以後は事故防止の観点から喫食はご遠慮願います。

配食サービスをキャンセルする時は、原則として下記の時間までに、風のガーデンひのに連絡をお願いします。

前日 午後6時まで (朝食、昼食、夕食)

(費用)

第10条 乙が提供する配食サービスの対価として、別記1の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を風のガーデンひのに支払いをお願い致します。

(甲の解除権)

第11条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができる。

(契約の終了)

第12条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第3条により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 二 甲が風のガーデンひのを退居したとき。
- 三 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第13条 乙は、配食サービスの提供にあたって、業務遂行中乙の責に帰すべき食中毒事故に対しては事故賠償の責を負うものとする。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

(権利・義務の移転禁止)

第14条 乙は、本契約に生じた権利・義務を第三者に譲渡してはならない。

(利用者代理人)

第15条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(協議事項)

第16条 この契約に定めのない事項について、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本契約締結の証しとして、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、甲乙が1通を保有する。

平成 年 月 日

利用者甲 住 所
氏 名 印

代理人 (選任した場合) 住 所
氏 名 印

事業者乙 住 所 東京都八王子市中野山王 1-19-15

事業者名 株式会社 インターシステム

代 表 者 代表取締役 田中 賢治郎

別記1 業務委託料の算定方法及び支払方法

1. 配食サービス単価

朝食	550 円 (税込)
昼食 (おやつ代込)	750 円 (税込)
夕食	700 円 (税込)

2. 算定方法

上記1. の食事については1食単位でそれぞれをまとめて算出した、月間総喫食数に請求単価を乗ずる。

3. 支払い方法

支払いは、原則として月末締翌月末払いでお願い致します。

乙は毎月月末締切後、風のガーデンひのに利用者個人の請求書を提出する。
風のガーデンひのはこれを照合して誤りがない時は株式会社インターシステムにかわ
って甲に代理請求し、甲は支払うものとする。